

ウメダコウハ 梅田江波 通稱九榮、畫名は幸直又は著六齋。俳號翠臺又は北枝堂江波。年風の子。金澤の人。畫を以て藩に仕へ、萬延元年五月三日四十六歳を以て歿した。東ほうらい、花の賀・其如月(續刊)・稿本系圖幅の著がある。

ウメダサツキ 梅田五月 大聖寺の人。初名八百吉、諱は魏。拔山後に烟渚と號した。藩侯に仕へて諸役を勤め、祿二十俵を受け、戊辰の際越後に従軍した。廢藩の後縣會議員・代議士・石川縣工業學校長・大聖寺町長等に任じ、明治四十五年五月七十八歳を以て歿した。

ウメダシヨウ 梅田庄 江沼志稿に、梅田庄は今南郷村の地とあるが、藩政時代にはかゝる庄號は江沼郡に傳はらなかつた。

ウメタダノブフサ 埋忠信房 金澤の白銀師。通稱清之丞。桑村弘良の門人である。弟大助宗房と共に巧手であつた。

ウメダトシカセ 梅田年風 金澤の人。通稱諱は九榮。狩野派の畫を以て藩に仕へて季信と號し、又俳諧を梅室に學び、翠臺を繼席し、後更に北枝堂と改め、薙髮の後菅阿彌といつた。弘化三年九月十八日歿、年五十六。三晴庵と諡し、常福寺に葬られた。その著に其如月がある。

ウメダノドウケツ 梅田の洞穴 河北郡梅田村から東二〇〇米の溪間にあつて、里人シロトリの穴と稱する。名蹟誌に、口六尺許、奥へ入り高さ九尺程にて、穴の深さ知れずとある。天保十三年津田鳳卿は遊梅田洞記を作つてゐる。

ウメノギ 梅ノ木 鳳至郡宇津山分の内

の小子。

ウメノキヤマ 梅ノ木山 能美郡下妻口部落の西南にある山。高さ二〇五米。山體石英粗面岩。

ウメノゴテン 梅之御殿 加賀藩主第十代前田重政夫人の居る所で、享和二年江戶本郷邸内に建てられたものである。同三年重政夫人の歿後は第十一代治脩夫人が之に移つた。

ウメノソウシ 梅の草紙 二冊。金澤の俳人後川著。父暮柳舎春因が傳へた去來の南窓一片春と云題に『冬かたやこなれ〜と初雲雀』を發句にした芭蕉・其角・嵐雪四吟の歌仙を巻頭に置いた行脚の句集である。序は明和八の年冬霜月十一日後川。下巻の序は明和七のときぬきさらぎのはじめ越前まろをか隠士梨一。跋は蝶夢。京橋屋治兵衛板。

ウメバチ 梅鉢 前田氏の家紋梅鉢に就いては、美濃諸舊記に、美濃の齋藤氏は藤原魚名の子孫で、撫子を家紋としてゐるが、菅公を崇敬してからその神紋を採つて用ふるに至り、隨つて齋藤氏の庶流に出で、安八郡前田村を以て名字の地とする前田氏も、亦同じく梅鉢を徽章としたのであるとの意を述べてゐる。嘗て本草家稻實義が、前田綱紀の間に應へて、『梅ばち、此花本と攝州有馬山の名産、即ち衣服の紋に仕候云々。』といつたのは、紋章から起つた草名なるを顛倒した説明である。前田氏の梅鉢紋は、初め短小なる葉をもつて居たが、漸く尖端の劍形を著大ならしめ、爲に劍梅鉢の稱があるに至つた。林羅山の作つた寛永系圖傳に、家紋梅輪内と書いたのは梅鉢の鉢字が元來花瓣を桴形にした所から來たのを知らずして、輪内の字を宛てたに

過ぎぬ。固より圓形の輪廓を有する意ではない。かく加賀藩の前田氏は劍梅鉢の家紋とするが、その他の支族に在つては、各多少紋様を變更して用ひた。即ち富山藩は劍の代りに丁子状をなした丁子梅鉢、大聖寺藩はそれが瓜實状をなした瓜實梅鉢又は棒梅鉢といふもので、七日市藩のは全くそれを缺いた劍なし梅鉢である。その他加賀藩でも、前田利政の子直之の裔が瓜内梅鉢、利家の子知好の家は龜甲内梅鉢、利家の子利豊の裔は離角内梅鉢を用ひ、異姓である前田長種の裔も亦角切梅鉢を家紋としてゐた。

ウメバチイチブギン 梅鉢一分銀 ↓ギン

ウメバチオホバンキン 梅鉢大判金 ↓キン

ウメバチコバンキン 梅鉢小判金 ↓キン

ウメバチコバンギン 梅鉢小判銀 ↓ギン

ウメバチシミツ 梅鉢清水 ウメバチシヨウバツ 金澤

の白銀師。曾兵衛の子で、桑村富久に學び、その技を能くした。

ウメムラソウエイ 梅村宗榮 金澤の人。享保三年九十歳になつたため藩の扶持を受け、享保十九年十一月晦日百十七歳を以て歿した。もと竹田市三郎の家來で、百二十石を領したが、延寶年中浪人し、手跡を指南してゐたのである。

ウメムラソヘ 梅村會兵衛 金澤の白銀師。水野好榮の門下から出た。その子に助三郎がある。

ウメモトコウフウ 梅本香風 石川郡美川の人。尾山屋滿香の子で、文化十三年に生まれ、名を半七といひ、畫をその父に學び、經師を業とし、傍ら和歌・俳諧を好み、閑谷・石川・何龍とも號した。壯年より以後鶴來町に在つて職に従ひ、明治に至つて名を梅本薫と稱し、二十四年十二月廿四日六十四歳にて歿した。

ウメモトチヨウ 梅本町 金澤の町名。廢藩の後、もとの前田孝敬の邸内を横きつて新たに設けたものである。

ウヤマ 鶴山 鳳至郡七浦庄に屬する部落。寛文十年以降、加賀藩から諸浦に下した規定を輯録したものである。

ウラカミ 浦上 鹿島郡三引の内の子。落。應安元年三月の惣持寺寄進狀に、『くしひのしやうのうちうらかみのむらの事云々。』とある。能登名跡志に、『此村は一里四方に別れて所々に在り。輪島に行くには、此村散村にわかさといふ所あり。峠ありて難所なり。』と

わかさといふ所あり。峠ありて難所なり。』と